

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2600058号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2600003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年4月1日から昭和56年1月1日まで

A社は、元夫が事業主で、昭和43年10月にC県の土木業の指名業者になり、私は、事業主の補佐役として現場の仕事や会計経理等の事務をしていた。

昭和44年4月から社会保険に加入する話が出て、加入手続を社会保険労務士に依頼し、事業主と私と従業員3名の5名が厚生年金保険に加入した。

A社は、その後昭和53年3月18日に法人化してB社となり、私は引き続き同社に取締役として勤務していたが、私の厚生年金保険の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年1月1日に被保険者資格を取得した記録になっており、請求期間は国民年金被保険者期間として記録されている。

年金事務所からは、元夫の年金記録は個人情報になるので調べられないと言われていたが、元夫とは同じ職歴なので、請求期間の元夫の年金記録は、A社及びB社での厚生年金保険になっていると思う。

請求期間について、A社及びB社での厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社及びB社(以下「対象事業所」という。)における勤務の内容、同僚の氏名等を具体的に記述している上、B社に係る商業登記簿謄本によると、請求者が請求期間の一部の期間において同社の取締役であったことが確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者が対象事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、対象事業所は、昭和56年1月1日に初めてB社として厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求期間当時の厚生年金保険法において、適用事業所とは、常時5人以上の従業員を使用するものと定められていたところ、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間において、対象事業所の事業主であった請求者の元夫（以下「元夫」という。）は他界している上、請求者が請求期間の勤務状況を証言してくれるとして名前を挙げた者のうち所在が確認できるもの、及び前述の商業登記簿謄本により請求期間より後の期間にB社の代表取締役であったことが確認できる者に照会を行ったものの、当時のことを覚えていない旨回答しているほか、請求者は、対象事業所が請求期間における適用事業所としての要件を満たしていたか否かを確認できる資料を所持していないため、対象事業所が請求期間において適用事業所になり得たか否かを判断することはできない。

さらに、日本年金機構が保管する、厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者が請求期間において、対象事業所に勤務していたとして名前を挙げた者、及びB社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年において、同社での厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち請求期間の年金記録が確認できるものは、他の事業所に係る厚生年金保険被保険者又は国民年金被保険者の記録が確認できる。

加えて、日本年金機構が保管する、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿、国民年金印紙検認票、国民年金保険料検認票徴収簿、国民年金保険料領収書・徴収簿及びオンライン記録によると、請求者及び元夫は、請求期間について、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付した期間、国民年金保険料を免除された期間又は国民年金保険料が未納であった期間として、全て同じ記録であることが確認できる。

また、請求者は、対象事業所において、社会保険及び給与計算に係る事務を自身が行っていた旨陳述しているところ、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付に係る資料のほか、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料を所持していないことから、請求期間における厚生年金保険の適用及び請求者の給与からの厚生年金保険料控除について、確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。